

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 交通政策部 空港・交通課

法令名	佐賀県佐賀空港条例			法令の番号	平成10年佐賀県条例第22号				
許認可等の種類	制限区域車両運転許可			根拠条項	第10条第1項				
審査基準	次の各号に掲げる者に限り、制限区域車両運転許可を与えることができる。 (1) 航空整備士及びその補助者 (2) 運航管理者及びその補助者 (3) 旅客の誘導要員又は航空機との連絡要員 (4) 燃料、貨物、機内食等の積卸要員 (5) 制限区域に立入ることを本務とする者 (6) その他佐賀空港事務所長が特別に必要があると認める者								
	受付機関	佐賀空港事務所	処理機関	佐賀空港事務所	交付機関	佐賀空港事務所	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間	-日	NO	